

東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

背 景

新型コロナウイルス感染症対策の経験から、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和5年6月9日に公布されました。

目 的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の一部改正に伴い、町条例において法を引用している箇所について、法の改正内容に基づき所要の改正を行うものです。

内 容

特定個人情報の提供が可能な事務要件は、番号利用法別表第2に列記されていたため、町条例においても、法別表第2を引用して規定がされていました。

今回の法改正にて、番号利用法から別表第2が削除され、特定個人情報の提供が可能な事務を「特定個人番号利用事務」と定義し、具体的な要件は主務省令に規定することとなっています。

そのため、町条例においても、法別表第2の引用を削除し、定義された名称へと改正を行います。

